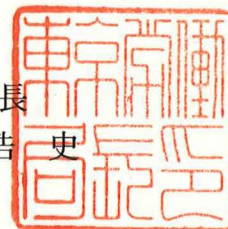


東労発安0708第3号
令和3年7月8日

一般社団法人 東京経営者協会長 殿

東京労働局長
土田 浩史



新規高等学校卒業予定者を対象とする求人事業所職場見学の
実施について（依頼）

日頃から、新卒者の就職支援につきましては、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新卒者を取り巻く就職環境については、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響に起因する経済活動の停滞により、企業等の採用活動の縮小が危惧され新卒者の就職支援対策の積極的な推進が必要となっております。

一方、就職を希望する新規高等学校卒業予定者が応募先を決定する際には、企業からご提出いただいた高卒用求人票に基づいて職業選択を行っておりますが、就職後3年以内に離職する者がおよそ4割に上るなど、卒業前の職業選択にも課題があると考えられるところです。

生徒自らが応募先企業の情報収集ができる職場見学は、就職促進を図ることができ、将来の職場定着に繋げるための有効な手段となります。

つきましては、貴団体におかれましても「求人事業所職場見学」の積極的な実施について、別紙「新規高等学校卒業者を募集する事業主の皆さまへ」を御活用の上、貴団体傘下の会員事業主の皆様に御案内いただきますよう、御理解と御協力をお願い申し上げます。

なお、職場見学の実施に当たっては、早期選考に当たる行為が行われることのないよう、御案内いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

記

1 職場見学の実施について

- (1) 職場見学は求人票が提出された後に実施することとし、学事日程への影響が少ない夏休み期間を活用することが望ましいことから、できる限り当該期間を

活用して実施するようお願いいたします。

- (2) 求人事業所が職場見学を行う予定がある場合は、高卒求人票申込時に求人申込書（高卒）の選考方法欄にある「応募前職場見学」の項目に記載し、指定の日に職場見学を実施する場合には、別添「応募前職場見学実施予定表（㊟様式第1号）」を提出してください。

2 職場見学への生徒の参加について

- (1) 求人票記載内容又は高卒就職情報WEB提供サービスの職場見学会情報に基づき、求人事業主に対して生徒の職場見学参加の依頼を学校から電話で行い、決められた日時に生徒が訪問します。
- (2) 職場見学に参加する生徒は、「職場見学のお願い（㊟様式第2号）」・「職場見学確認書（㊟様式第2号（別紙）」を企業に提出することとします。
- (3) 求人事業主は、職場見学終了後「職場見学確認書（㊟様式第2号（別紙）」を記入し、当該生徒に返却していただきます。

3 職場見学の実施に当たっての留意事項

職場見学の実施に当たっては、職場見学が求人者の採用選考の場とならないよう、次の点に御留意ください。

- (1) 学校・生徒からの関係書類の提出
学校及び生徒に対しては、「職場見学のお願い（㊟様式第2号）」・「職場見学確認書（㊟様式第2号（別紙）」以外の提出を求めることはできません。
- (2) 生徒との面談に当たっての留意点
生徒との面談機会において、生徒本人の状況を聴取する等、採用選考と類似の行為を行わないよう十分御留意ください。

また、今後緊急事態宣言の発令が予定されていることから、マスクの着用や、可能な限り真正面での会話を避ける等の感染予防対策を施したうえで、実施いただきますようお願いいたします。

4 その他

企業等が大学生や一般求職者と同時に高校生を対象に、求人募集の内容を含む企業説明会を開催する場合には、高校生の募集・選考ルールや文書募集のルールを遵守していただきますようお願いいたします。